

第 16 号

徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について

徳島県男女共同参画基本計画（第3次）を別冊のとおり定める。

平成 28 年 6 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

徳島県男女共同参画基本計画（第3次）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン
～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～

（案）

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
第2章 「男女共同参画立県とくしま」の目指すべき姿	4
計画の体系	6
第3章 基本方針、主要課題とその推進方策	8
基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	8
主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】	8
(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進	
(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援	
(3) 女性の起業・創業への支援	
(4) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出	
(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進	
(6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進	
主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備【推進計画】	10
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進	
(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実	
(4) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進	
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	11
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	
(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成	
基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり	13
主要課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	13
(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり	
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
(3) 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への対策の推進・強化	
主要課題5 生涯にわたる健康づくりへの支援	14
(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ	
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
主要課題6 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	15
(1) 貧困等の生活上の困難に直面した女性等への支援	
(2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備	
基本方針Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり	16
主要課題7 男女共同参画の推進に向けた意識づくり	16
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
(2) 男性にとっての男女共同参画の推進	
(3) 総合相談体制の充実・強化	
主要課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	17
(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実	
(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進	
主要課題9 地域社会における男女共同参画の推進	18
(1) 男女共同参画と防災・減災、環境保全への寄与	
(2) 地方創生の推進と男女共同参画	
(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

徳島県では、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に全庁を挙げて取り組むため、平成8年（1996年）に「徳島県男女共同参画推進本部」を設置し、平成9年（1997年）に「徳島県女性総合計画」（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）を策定、平成14年（2002年）には、「男女共同参画社会基本法」（平成11年施行）を踏まえ、「徳島県男女共同参画推進条例」を制定しました。これに基づき、平成19年（2007年）に「徳島県男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を、平成24年（2012年）に「第2次基本計画」を策定し、男女共同参画推進のための施策を総合的・計画的に実施してきました。

この間、平成17年（2005年）には、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、総合的に施策を推進するとともに、平成18年（2006年）には、男女共同参画推進のための本格的な拠点施設である「徳島県立男女共同参画交流センター」を設置し、相談体制の充実や人材育成のための各種講座を実施するなど、普及・啓発に積極的に取り組んできました。

こうした中、本県では「審議会等委員に占める女性の割合」が全国で唯一、50%に達し、8年連続全国第1位となるなど、全国をリードする成果も現れています。平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、平成28年4月には全面施行される中、社会全体で「女性の活躍」に向けた動きが拡大しており、これまでの成果と課題や今後予測される社会情勢の変化を踏まえ、「女性が輝く徳島づくり」に向けた取組を今後ますます加速していくことが不可欠です。

このため、県では、平成28年度末で計画期間が終了する「第2次基本計画」の改定時期を前倒して、「女性活躍推進法」に基づき策定する「推進計画」と一体的に、新たな指針となる「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン ～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～」を策定することとしました。

2 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Iのうち主要課題1及び2に係る部分については、女性活躍推進法第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施するよう努めるものとします。

また、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

(男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市3町 平成28年3月現在)

(3) 県民、事業者、NPO（民間非営利団体）、国などに対しては、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

3 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの3年間とします。

4 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、7つの「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として9つの柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら9つの柱を確実に推進するため、10番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

5 進行管理

この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

第2章 「男女共同参画立県とくしま」の目指すべき姿

1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」

2 目指すべき将来像

- 男女共同参画について理解が浸透し、性別により差別されることがなく、女性も男性も個性と能力を発揮できる社会
- テレワークなどの柔軟で多様な働き方が広がり、仕事と生活の調和が図られた社会
- 地域における重要な方針や計画等を決定する場においても、男女が共同して積極的に参画している社会
- 配偶者等からの暴力や児童虐待のない社会
- 地方創生そして日本創成を担い、国際社会に羽ばたく人材を育くむ社会

3 策定の視点

(1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように*、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援も受け、家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることが重要です。また、家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

(5) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようしていきます。

(6) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

(7) 地域社会における男女共同参画

防災・減災、環境、地域おこし・まちづくりなどの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

* 「夫は仕事、妻は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分けるのではなく、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるという意味であり、これは、専業主婦を否定する考えではなく、多様な価値観や生き方を互いに認め合い、自らの選択による生き方を尊重することを考えていくものである。

計 画 の 体 系

基本方針(3)

I あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会づくりを目指します。

II 安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせるよう、男女がお互いの性別を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことのできる環境づくりを目指します。

III 互いに支え合う家庭・地域づくり

かつて経験したことのない人口減少社会を迎える中、家庭や地域の活力を高めていくため、男女が共に暮らし、働き、子どもを産み育てることを通じて、互いに支え合い、協力し合いながら担うことのできる家庭・地域づくりを目指します。

主要課題(9)

推進計画

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

推進計画

2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

5 生涯にわたる健康づくりへの支援

6 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

7 男女共同参画の推進に向けた意識づくり

8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

9 地域社会における男女共同参画の推進

総合的な推進体制の整備

推進方策(27)及び総合的な推進体制の整備

- (1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
- (2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援
- (3) 女性の起業・創業への支援
- (4) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出
- (5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
- (6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
- (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
- (4) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- (2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

- (1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- (3) 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への対策の推進・強化

- (1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

- (1) 貧困等の生活上の困難に直面した女性等への支援
- (2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (3) 総合相談体制の充実・強化

- (1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
- (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画と防災・減災、環境保全への寄与
- (2) 地方創生の推進と男女共同参画
- (3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) ときわプラザ(男女共同参画交流センター)を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会づくりを目指します。

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

人口減少による急激な労働力不足が懸念される本県では、女性の活躍が大いに期待されているところです。しかしながら、働く場面においては、採用・配置・昇進・賃金などの男女差や、他の都道府県に比べ緩やかとはいえ、子育て期に女性の年齢階級別労働力率が低下するM字カーブが依然として存在しており、女性はその能力を十分に発揮できる環境とはいえません。

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その力を十分に発揮できるよう、まずは「経営戦略としての女性活用」に向けたトップの意識改革と女性自身の意識啓発を図るとともに、「多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備」と「女性のキャリアアップや復職・再就職の支援」を推進し、さらには企業における「女性の活躍状況の見える化」により、各企業の主体的な取組が、県全体へ波及するよう支援していくことが必要です。

また、経済において女性が果たす役割はますます重要となっており、女性の経済活動をさらに推進し、経済を発展させていくため、起業や経営への参画などの分野においても、男女が均等な機会の下で、なお一層活躍することができる地域社会を目指します。

さらに、テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出を図るとともに、これまで女性の参画が少なかった分野での女性の活躍促進や、定住外国人など多様な人材の活用による人材の多様性（ダイバーシティ）を確保し、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとり豊かな活力あふれる持続可能な社会の実現を図っていく必要があります。

推進方策

【キャリアアップの支援】

（1）多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、女性の管理職登用に係る情報提供や男女雇用機会均等法等の周知等による気運醸成により、「経営戦略としての女性活用」に向けたトップの意識改革と女性自身の意識啓発を県を挙げて推進するとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」の提言等により、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援

出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、管理職を目指す女性のキャリアアップを図るための講座やセミナー等を開催し、女性の活躍を支援します。

(3) 女性の起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、専門相談員による相談体制の整備や低利融資制度により、女性の起業・創業を支援します。

【多様な働き方・働く場】

(4) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出

子育てや介護等により働く時間や場所に制約があるなど、様々な事情を持つ人が活躍できるよう、テレワークセンターの設置や e-ラーニング等を活用したママテレワーカーの育成等により、ICT を活用した時間と場所を選ばない新たな働き方であるテレワークの普及拡大を図るとともに、多様な働き方を促進します。

(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性ならではの視点による地域課題の解決や6次産業化*などによる魅力ある農山漁村の実現を図るとともに、女性に対する建設産業の魅力発信や定住外国人のスキルアップ支援などにより、女性の参画が少ない分野での活躍促進を図ります。

(6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

「仕事と家庭の両立」と「女性の活躍」を促進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。また、男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することにより、女性の活躍状況の「見える化」を進め、モデル的な事例の普及を図るとともに、企業等に対する更なるインセンティブとなる仕組みづくりを検討します。

* 農林漁業者が、生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方である。

主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 【推進計画】

少子・高齢化、核家族化などが進行する中、女性が働き続けるためには、男女がともに育児や介護等、家族としての責任を果たすことができる環境の整備が不可欠です。そのため、長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図るとともに、経営者や管理職の意識改革を図り、女性だけでなく男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境を構築することで、男性の家事・育児・介護等への参画を促進していくことが必要です。

さらに、男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「地域全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実など、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実を図っていく必要もあります。

このため、男女ともに働き方の見直しを進め、男女がともに家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる環境づくりを、働く者、企業、国、地方公共団体が連携し、着実に進めていくことが重要です。

推 進 方 策

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭の両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等トップ層の意識啓発を図るとともに、男性を中心とする長時間労働が評価される企業風土を改善するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。特に、テレワークの普及拡大をはじめとする「働き方改革」を着実に推進し、女性も男性も多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を図ります。

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の育児休業の取得促進など、男性が家事・育児・介護に参加できる働き方の普及促進を図るとともに、仕事と子育て等の両立支援に積極的な企業や、子育てを楽しむ男性等の認証・表彰により、男女がともに育児や介護等に参画できる社会の実現を図ります。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実を図ります。また、育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブルケア」の問題についても、その実態を踏まえ、必要に応じた対策を検討します。

(4) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止や男女の均等な就職や能力開発機会の確保のため、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。

主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

すべての人にとって暮らしやすい社会をつくるためには、法律や制度をはじめとする社会システムがそれにふさわしいものでなければなりません。そうした社会システムの構築に関与するため、政策や方針を決定する過程への参画は非常に重要です。

男女共同参画社会の実現のためには、これまで男性中心であった政策や方針を決定する場へ女性が積極的に参画することが必要です。

男女共同参画推進条例には、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施を行うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*1が含まれています。

国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という政策目標を掲げ、女性の参画を促進する取組が進められています。

徳島県では、県審議会等における女性委員の割合が50.2%で8年連続全国第1位（全国平均35.9%：H27.4.1現在）、民間企業等の管理職に占める女性の割合が17.7%で全国第1位（全国平均14.0%：平成22年国勢調査）と上位にありますが、市町村審議会等における女性委員の割合（26.7%：全国平均27.9%：H27.4.1現在）や地方議会議員（県議会議員8.3%：全国平均8.9%・市議会議員8.3%：全国平均13.8%・町村議会議員8.2%：全国平均8.9%：H26.12.31現在）に占める女性の割合は、全国平均を下回っています。

この状況を改善するため、政治・行政分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実に努めていくとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進していきます。

推進方策

（1）政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、市町村や企業、各種関係機関に対し、積極的な情報提供など行います。

（2）男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、女性のエンパワーメント*2を促進し、国際的な見識を備えた女性リーダーや地域活動リーダーとなる人材を養成します。特に、次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

*1 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。

男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

*2 エンパワーメントとは「力をつけること」という意味。女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野で、自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方である。

基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせるよう、男女がお互いの性別を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことのできる環境づくりを目指します。

主要課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、男女が社会の中で個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画立県とくしま」の実現を目指している本県にとって、個人の人権を踏みにじり、男女平等を侵害する暴力の問題は、重要な課題であり、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化する必要があります。

男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為など様々な形態があります。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力はますます多様化しており、こうした新たな形の暴力に対しては、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

推進方策

(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり

男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、広く普及・啓発を行うとともに、交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とした啓発を進めます。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

徳島県子ども女性相談センターを核として、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、被害者やその子どもの被害の状況に応じた支援を提供します。

(3) 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への対策の推進・強化

犯罪を未然に防ぐため、広く相談に応じるとともに、必要に応じて、指導・一時保護などを実施するとともに、関係法令などを厳正に運用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害に遭った女性や子どもへの、適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な処遇を実施します。

主要課題5 生涯にわたる健康づくりへの支援

自分の健康問題について自ら考え、人生を自分らしく豊かに生きていくために、からだに関する正確な知識や情報、からだを守る手段を身に付ける必要があります。

女性と男性には、それぞれ特有の病気や健康上の問題点等もあり、そうした性別への配慮は重要なものと言えます。

近年、女性を取り巻く環境変化として、就業等の増加、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長などに伴い、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要となっています。

そうした状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境や相談体制の整備、及び学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立を推進します。

また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどから、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

推進方策

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ

性別に配慮した医療に関する県民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら、性差医療に対する理解を深めるとともに、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施します。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組み、医療ネットワークなど総合的な周産期医療の充実を図るとともに、小児科・産科医療体制の確保に努めます。また、不妊・不育に悩む男女が安心して相談できるよう、不妊・不育相談室における専門相談や情報提供などを行います。

主要課題6 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、こうした困難に対応し、自立し安心して暮らしていけるよう、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援が必要です。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対しては、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化や自立支援など、総合的・包括的な支援を実施していく必要があります。

さらに、高齢化が進む中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないように地域全体で支えていく支援体制の推進や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

また、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性同一性障がいを理由として困難に直面している人々の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発を進める必要があります。

推進方策

(1) 貧困等の生活上の困難に直面した女性等への支援

ひとり親家庭に対しては、それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行います。また、非正規雇用労働者に対しては、適正な処遇・労働条件の確保のため法制度の周知や情報提供を進めるなど、生活上の困難に直面した女性等への支援を推進します。

(2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者や障がい者の自立と社会参画を促進するとともに、県内在住外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重される地域づくりを推進します。

基本方針Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり

かつて経験したことのない人口減少社会を迎える中、家庭や地域の活力を高めていくため、男女が共に暮らし、働き、子どもを産み育てることを通じて、互いに支え合い、協力し合いながら担うことのできる家庭・地域づくりを目指します。

主要課題7 男女共同参画の推進に向けた意識づくり

男女共同参画社会を形成するには、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識の解消が必要です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、一人ひとりの生活には未だに根強く残っていることから、男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深め、男性の家庭生活や地域生活への参画を進めます。

さらに、メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的な性別役割分担にとらわれることのないようメディア側の積極的な取組を働きかけるとともに、メディアを取り巻く様々な情報を収集、判断し、適切に発信されるようメディア・リテラシー向上に向けた取組を進めます。

推進方策

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報誌、新聞、インターネット、SNSなど多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催を通じて、県民の男女共同参画への理解が深まるよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発及び男性向けの講座の充実等を図ります。

(3) 総合相談体制の充実・強化

女性に限らず男性の相談にも応じ、相談者のプライバシー保護に配慮するなど、相談しやすいシステムを構築し、相談機能の拡充や広報に努めます。

主要課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きられる社会を目指して推進されなければなりません。

そのためには、性別による差別などを受けることなく生活できることが保障されなくてはなりません。

女性も男性も、各人が互いの違いを認め合い「だれもが大切、だれもが主人公」と考え、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。

誰もが型にはめられず、伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

推進方策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

ときわプラザ（男女共同参画交流センター）等における学習機会の充実や学校現場における教育・学習の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。また、家庭、学校、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む体制づくりを支援します。

主要課題 9 地域社会における男女共同参画の推進

社会経済情勢が大きく変化する中で、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されるなど、県民の不安感は増大しています。

また、人々にとってふれあいとつながりの基盤であり、最も身近な暮らしの場となる家庭生活や地域社会を取り巻く環境に、少子化・高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じている中、東日本大震災、さらには平成28年熊本地震の経験と教訓を踏まえ、改めて生命や家族との絆を大切にする意識が高まっています。

このような中、家族の絆、地域の絆を大切にする意識を高めるとともに、NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくには、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、ともに支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」が不可欠となっています。

特に、防災・減災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・減災体制の確立を図る必要があります。

推進方策

(1) 男女共同参画と防災・減災、環境保全への寄与

男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災講座の開催や、女性リーダーの育成など、男女が共同して地域防災力の向上に取り組むよう支援するとともに、地域社会の一員としての自覚を持って、環境の保全に向け、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

(2) 地方創生の推進と男女共同参画

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む環境づくりを進めます。

